

サイバーセキュリティ対策推進会議等の運営について

〔平成 27 年 2 月 13 日〕
サイバーセキュリティ対策推進会議議長決定
改正 平成 28 年 8 月 31 日

サイバーセキュリティ対策推進会議について(平成27年2月10日サイバーセキュリティ戦略本部長決定)第6項の規定に基づき、サイバーセキュリティ対策推進会議(以下「推進会議」という。)、サイバーセキュリティ対策推進専任審議官等会議(以下「専任審議官等会議」という。)及びサイバーセキュリティ対策推進会議幹事会(以下「幹事会」という。)の運営について以下のとおり決定する。

1 会議への出席について

推進会議、専任審議官等会議及び幹事会の議長は、意見を求めるため、それぞれ、当該会議へのサイバーセキュリティ補佐官(内閣サイバーセキュリティセンターに副センター長等を置く規則(平成28年3月31日内閣総理大臣決定)第2条に規定するサイバーセキュリティ補佐官をいう。)の参加を求めることができるとともに、必要に応じ、関係者の出席を求めることができるものとする。

2 議事の公開について

推進会議及び専任審議官等会議は、非公開とし、議事概要のみを会議終了後公開する。ただし、当該会議の議長が必要と認めるときは、議事概要の一部又は全部を公開しないものとすることができる。

幹事会は、非公開とする。

3 配布資料の公開について

推進会議及び専任審議官等会議で配布された資料は、原則として、会議終了後速やかに公開する。ただし、当該会議の議長が必要と認めるとき、又は資料の提出者の同意が得られない場合には、その旨を明示した上で非公開とすることができる。

幹事会で配布された資料は、原則として非公開とする。

4 ワーキンググループの設置について

推進会議、専任審議官等会議及び幹事会は、特定の事項について専門的な検討を行うため、必要に応じて、ワーキンググループを置くことができる。

5 その他

前各項に定める事項に関し、専任審議官等会議議長又は幹事会議議長は、特に必要と認められる場合には、それぞれの会議の運営について、別に定めることができる。